

# 特定建設作業届出等手引き

平成25年10月

苫小牧市環境衛生部環境保全課

# 目 次

規制内容	2
1. 指定地域	2
(1) 騒音規制法	2
(2) 振動規制法	2
2. 特定建設作業	2
(1) 騒音に係る特定建設作業	3
(2) 振動に	3
3. 特定建設作業に伴って発生する騒音・振動の規制に関する基準	4
(1) 騒音の規制に関する基準	4
(2) 振動の	4
4. 届 出	5
5. 勧告及び命令	5
(1) 改善勧告	5
(2) 改善命令	5
6. 報告及び検査	5
(1) 報告の徴収	5
(2) 立入検査	5
7. 罰 則	5
届出要領	6
特定建設作業実施届出書様式	8
// 記載例	9
特定建設作業の種類	10
参考文献	12

# 規 制 内 容

## 騒音規制法及び振動規制法による規制

これらの法律による規制は、指定地域内において特定建設作業を伴う建設工事を施工しようとする者に届出を義務付けるとともに、当該特定建設作業に伴って発生する騒音又は振動が規制に関する基準に適合しないことにより、周辺の生活環境が著しく損なわれていると認められる場合に、改善勧告や改善命令等の措置がとられるものです。

### 1. 地域指定

特定建設作業に伴って発生する騒音又は振動を規制する地域として、北海道知事が指定した地域を指定地域といいます。苫小牧市における指定地域は、概ね次のとおりです。（図面は市環境衛生部環境保全課で縦覧しています。）

(1) 騒音規制法・・・市内全域

ただし、工業専用地域・臨港地域・市街化調整区域（一部指定あり）を除く。

平成25年3月27日 苫小牧市告示第112号

(2) 振動規制法・・・市内全域

ただし、工業専用地域・臨港地域・市街化調整区域（一部指定あり）を除く。

平成25年3月27日 苫小牧市告示第116号

### 2. 特定建設作業

建設工事として行われる作業のうち、著しい騒音又は振動を発生する作業であって、これら法律に定めるものを特定建設作業といい、規制の対象としています。

ただし、当該作業が1日（その作業を開始した日に終わる場合）で終了するものは除かれます。

### (1) 騒音に係る特定建設作業

	特定建設作業の種類	備 考
1	くい打機、くい抜機又はくい打くい抜機を使用する作業	もんけん、圧入式くい打くい抜機、くい抜機アースオーガーと併用する作業を除く。
2	びょう打ち機を使用する作業	
3	さく岩機を使用する作業	作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。
4	空気圧縮機を使用する作業	電動機以外の原動機を用いるものであって、その原動機の定格出力が15KW以上のものに限る。さく岩機の動力として使用する作業を除く。
5	コンクリートプラント又は アスファルトプラントを設けて行う作業	コンクリートプラント・・モルタル製造用以外のものであって、混練容量が0.45m <sup>3</sup> 以上のものに限る。 アスファルトプラント・・混練重量が200kg以上のものに限る。
6	バックホウを使用する作業	一定限度を超える大きさを超える騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が80kw以上のものに限る。
7	トラクターショベルを使用する作業	一定限度を超える大きさを超える騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が70kw以上のものに限る。
8	ブルドーザーを使用する作業	一定限度を超える大きさを超える騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が40kw以上のものに限る。

### (2) 振動に係る特定建設作業

	特定建設作業の種類	備 考
1	くい打機、くい抜機又はくい打くい抜機を使用する作業	もんけん、圧入式くい打機、圧入式くい抜機、圧入式くい打くい抜機を除く。
2	鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業	
3	舗装版破砕機を使用する作業	作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。
4	ブレーカーを使用する作業	作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。 手持式のものを除く。

### 3. 特定建設作業に伴って発生する騒音・振動の規制に関する基準

(1) 騒音の規制に関する基準

(昭和43年11月27日厚生省・建設省告示第1号)

(2) 振動の規制に関する基準

(昭和51年11月10日総理府令第58号)

規制内容	地域の区分	騒音	振動
騒音又は振動の大きさ	①・②	85デシベル	75デシベル
作業時刻	①	午後7時～翌日午前7時の時間内でないこと。	
	②	午後10時～翌日午前6時の時間内でないこと。	
1日当りの作業時間	①	10時間/日を超えないこと。	
	②	14時間/日を超えないこと。	
作業期間	①・②	連続6日を超えないこと。	
作業日	①・②	日曜日・その他の休日でないこと。	

(注1) 騒音・振動の規制に係る地域の区分については次のとおり。

なお、①は1号区域、②は2号区域。

①	ア. 第1種区域、第2種区域の全域（振動は、第1種区域の全域） イ. 第3種区域と第4種区域のうち（振動は、第2種区域のうち）学校、保育所、病院、患者を入院させるための施設を有する診療所、図書館、特別養護老人ホームの敷地の周囲概ね80mの区域内
②	第3種・第4種区域（振動は、第2種区域）であって、1号区域以外の区域

※騒音規制法及び振動規制法の指定地域の区域区分は、概ね次表のとおり。

騒音規制法 区域区分	振動規制法 区域区分	都市計画法における用途地域
第1種区域	第1種区域	第1種・第2種低層住居専用地域
第2種区域		第1種・第2種中高層住居専用地域、 第1種・第2種住居地域、準住居地域
第3種区域	第2種区域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域
第4種区域		工業地域

(注2) 騒音又は振動の大きさは、特定建設作業場所の敷地境界線で測定する。

(注3) 適用除外

- ◎ 災害その他非常の事態の発生により、作業を緊急に行う必要がある場合。
- ◎ 人の生命又は身体に対する危険を防止するために特に作業を行う必要がある場合。
- ◎ 鉄道・軌道の正常な運行を確保するため夜間において作業を行う必要がある場合。
- ◎ 道路法による占用許可（協議）又は道路交通法による使用許可（協議）に作業を夜間に行うべき旨の条件が付された場合。
- ◎ 変電所の変更の工事として行う作業であって、近接する電気工作物の機能を停止させなければ、作業に従事する者の安全が確保できないため、特に作業を日曜日その他の休日に行う必要がある場合。

#### 4. 届出（騒音規制法第14条、振動規制法第14条）

指定地域内において、特定建設作業を伴う建設工事を施工しようとする時は、当該作業の開始日の7日前までに特定建設作業の実施の届出をして下さい。  
（届出要領は、6ページをご覧ください。）

#### 5. 勧告及び命令（騒音規制法第15条、振動規制法第15条）

##### （1）改善勧告

指定地域内において行われる特定建設作業に伴って発生する騒音又は振動が、規制に関する基準に適合しないことにより、周辺的生活環境が著しく損なわれていると認められるときは、期限を定めて、騒音又は振動の防止方法を改善し、又は特定建設作業の作業時間を変更すべきことを勧告することがあります。

##### （2）改善命令

改善勧告を受けた者が、その勧告に従わないで特定建設作業を行っている場合は、期限を定めて、その勧告に従うべきことを命ずる事があります。

#### 6. 報告及び検査（騒音規制法第20条、振動規制法第17条）

##### （1）報告の徴収

特定建設作業の実施の状況や騒音・振動の防止の方法等について報告を求めることがあります。

##### （2）立入検査

建設工事の場所に立入り、特定建設作業に使用される機械、騒音・振動を防止するための施設等を検査することがあります。

なお、立入検査をする際、職員は必ず身分証明書を携帯しています。

#### 7. 罰則（騒音規制法第30～33条、振動規制法第26～29条）

届出を怠ったり虚偽の届出を行った場合、改善命令に従わない場合や報告・検査を拒む等、これらの法律の規定に違反した者に対しては、罰則の適用があります。

# 届出要領

指定地域内において特定建設作業を伴う建設工事を施工しようとするときは、次の要領で、騒音規制法・振動規制法に基づく届出を必ず行ってください。

各法令の届出対象作業は、2ページの「特定建設作業」又は10・11ページの「特定建設作業の種類」で確認してください。

## 1. 届出義務者

特定建設作業を伴う建設工事を施工しようとする元請業者

## 2. 届出期限

特定建設作業の開始日の7日前

ただし、災害・その他非常事態の発生により特定建設作業を緊急に行う必要がある場合には、届出を行える状態になり次第、速やかに届け出てください。

(注) 7日前の定義

7(水)、8(木)、9(金)、10(土)、11(日)、12(月)、13(火)、14(水)、15(木)

提出日

7日

特定建設作業開始日

## 3. 届出の提出部数

正本とその写し 計2部

## 4. 添付書類

### (1) 工事工程表

特定建設作業の工程を明示するとともに、工事全体の主要工種を記載した工程表

### (2) 特定建設作業の場所の付近見取図

住宅地図など現場周辺の状況がわかるもの

## 5. 記載上の注意

### (1)「届出者」の欄

#### **個人の場合**

本人の住所・氏名を記載し、押印してください。

#### **法人の場合**

ア. **原則**として本社住所・法人の名称・代表者氏名を記載し、押印（代表者印）してください。

イ. **本社が遠隔地にある場合**は、本社の住所・法人の名称・代表者氏名を記入したうえ、その代理人として支店などの所在地・支店等の名称・支店長の氏名を併記し、押印（支店長等の印）してください。

ただし、この場合原則として委任状を必要とします。

ウ. **共同企業体の場合**は、企業体の名称を記入したうえ、代表会社の住所・名称・代表者氏名を併記し、押印（代表会社の代表者印）してください。

### (2)「特定建設作業の実施の期間」の欄

契約工期に基づいた工程表の期間内、特定建設作業の実施の期間を記入してください。

### (3)「特定建設作業の開始及び終了の時刻」の欄

夜間及び日曜日・その他の休日の作業は、原則として実施できない出来ないことになっています。

（4ページの「適用除外」に該当する場合にのみ作業が出来ます。）



# 特定建設作業実施届出書

年 月 日

苦小牧市長 様

届出者 (元請人) 住所

氏名

印

特定建設作業を実施するので、騒音規制法第14条第1項(第2項)、振動規制法第14条第1項(第2項)の規定により、次のとおり届け出ます。

建設工事の名称					
建設工事の目的に係る施設又は工作物の種類					
特定建設作業の種類	(騒音)			杭の種類・本数	
	(振動)				
特定建設作業に使用される騒音規制法施行令別表第2、振動規制法施行令別表第2に規定する機械の名称、型式及び仕様	(騒音)				
	(振動)				
特定建設作業の場所	苦小牧市 町 番 号				
特定建設作業の実施の期間	(騒音)自 年 月 日			作業をしない日	
	至 年 月 日 日間				
	(振動)自 年 月 日				
	至 年 月 日 日間				
特定建設作業の開始及び終了の時刻		作業開始	作業終了	作業日	実働時間
	騒音	自 時	自 時		時間
		自 時	自 時		時間
	振動	自 時	自 時		時間
		自 時	自 時		時間
騒音の防止方法					
振動の防止方法					
発注者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名	電話番号				
届出者の現場責任者の氏名及び連絡場	電話番号				
下請人が特定建設作業を実施する場合は、当該下請人の氏名又は名称並びに法人にあってはその代表者の氏名	電話番号				
下請人が特定建設作業を実施する場合は、当該下請人の現場責任者の氏名及び連絡場所	電話番号				
※受理年月日					
※審査結果					
添付書類	1 付近見取図(現場の敷地境界から200m以内の状況がよくわかるもの。) 2 工事工程表(全工程表に当該特定建設作業の工程を赤色で明示したもの。) 				

- 備考
- 1 この届出書は、騒音規制法施行令別表第2、振動規制法施行令別表第2に掲げる特定建設作業の種類ごとに提出すること。
  - 2 特定建設作業の種類欄には、騒音規制法施行令別表第2、振動規制法施行令別表第2に掲げる該当の番号を記載すること。
  - 3 特定建設作業の実施の期間欄には、その期間中作業をしないこととしている日がある場合は、作業をしない日を明示すること。
  - 4 特定建設作業の開始及び終了の時刻欄に記載に当たっては、作業の開始時刻及び終了時刻並びに実働時間が同じである日ごとにまとめて差し支えないこと。
  - 5 ※印欄には、記載しないこと。

# 記載例

## 特定建設作業実施届出書

苫小牧市長 様

特定建設作業を伴う建設  
工事を施工する元請業者

本社の住所  
本社が遠隔地の  
場合委任状必要

16年2月1日

特定建設作業開始の7日前まで  
代表者印を押印する

届出者  
(元請人)

住所

苫小牧市ななかまど町1丁目2番3号

氏名

保全建設株式会社  
代表取締役 環境 太郎 印

騒音規制法施行令別表第2、振  
動規制法施行令別表第2に掲げ  
る作業の種類を記載すること

特定建設作業を実施するので、騒音規制法第14条第1項(第2項)、振動規制法第14条第1項(第2項)の規定により、次のとおり届け出ます。

建設工事の名称	苫小牧市環境保全課解体					
建設工事の目的に係る施設又は工作物の種類	事務所 R造 2階建 980m <sup>2</sup>					
特定建設作業の種類	(騒音) さく岩機を使用する作業	杭の種類・本数				
	(振動) ブレーカーを使用する作業					
特定建設作業に使用される騒音規制法施行令別表第2、振動規制法施行令別表第2に規定する機械の名称、型式及び仕様	(騒音) コンクリートブレーカー ○○社製 ○○-○○					
	(振動) 油圧ブレーカー ○○社製 ○○-○○					
特定建設作業の場所	苫小牧市 旭町 2丁目 9番 12号					
特定建設作業の実施の期間	(騒音)自 16年 2月 9日 至 16年 2月 19日 10日間	作業をしない日				
	(振動)自 16年 2月 9日 至 16年 2月 19日 10日間	日曜・祝日は作業 できません 日曜日				
特定建設作業の開始及び終了の時刻		作業開始	作業終了	作業日	実働時間	
	騒音	自 8時	自 12時	日曜日を除く 10日間	4時間	用途地域
		自 13時	自 17時	日曜日を除く 10日間		
	振動	自 8時	自 12時	日曜日を除く 10日間	4時間	商業地域
自 13時		自 17時	日曜日を除く 10日間			
騒音の防止方法	効率よく作業して騒音を少なくする。工事現場三方を養生シートで仮囲。					
振動の防止方法	解体は出来る限り衝撃力による施工を避け、無理な負荷をかけないようにする。					
発注者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名	苫小牧市長 ○○ ○○ 苫小牧市旭町4丁目5番6号 電話番号 0144-32-6111					
届出者の現場責任者の氏名及び連絡場	環境 守朗 電話番号 0144-36-8801					
下請人が特定建設作業を実施する場合は、当該下請人の氏名又は名称並びに法人にあってはその代表者の氏名	環境解体株式会社 苫小牧市はすかつぶ町4丁目5番6号 代表取締役 環境一郎 電話番号 0144-36-8802					
下請人が特定建設作業を実施する場合は、当該下請人の現場責任者の氏名及び連絡場所	苫港 堀造 電話番号 0144-36-8803					
※受理年月日	記載しないこと					
※審査結果	記載しないこと					
添付書類	1 付近見取図(現場の敷地境界から200m以内の状況がよくわかるもの。) 2 工事工程表(全工程表に当該特定建設作業の工程を赤色で明示したもの。)					

- 備考
- この届出書は、騒音規制法施行令別表第2、振動規制法施行令別表第2に掲げる特定建設作業の種類ごとに提出すること。
  - 特定建設作業の種類欄には、騒音規制法施行令別表第2、振動規制法施行令別表第2に掲げる該当の番号を記載すること。
  - 特定建設作業の実施の期間欄には、その期間中作業をしないこととしている日がある場合は、作業をしない日を明示すること。
  - 特定建設作業の開始及び終了の時刻欄に記載に当たっては、作業の開始時刻及び終了時刻並びに実働時間が同じである日ごとにまとめて差し支えないこと。
  - ※印の欄には、記載しないこと。

# 特定建設作業の種類

○印 届出必要  
×印 届出不要

特定建設作業の種類		騒音規制法	振動規制法	備 考
<b>くい打機を使用する作業</b>				
1.既製くい (矢板を含む)	ア. 打撃工法	○	○	ディーゼルハンマ、ドロップハンマ、油圧ハンマ、エアハンマ、スチームハンマ（もんけんは除く）
	イ. アースオーガーと併用する作業	×	○	アースオーガー等を併用して打撃振動を加える場合（プレボーリング工法）
	ウ. 振動工法	○	○	バイプロハンマ
	エ. 圧入・埋込工法	×	×	ジェット圧入、プレボーリング、セメントミルク
2.場所打くい		×	×	ベント工法
<b>くい抜機を使用する作業</b>				
1.打撃工法・直打工法		○	○	パイルエキストラクタ
2.油圧式		○	×	
<b>くい打くい抜機を使用する作業</b>				
1.振動工法		○	○	バイプロハンマ等
2.圧入工法		×	×	油圧、ワイヤー圧入
<b>びょう打機を使用する作業</b>				
1.リベッティングハンマ		○	×	
2.その他		×	×	インパクトレンチによる高張力ボルト締め等
<b>さく岩機を使用する作業</b>				
1.ブレーカー	ア. 手持式	○	×	〔 移動作業にあつては、1日における2地点間の最大距離が50m以上の作業を除く 〕 空圧式、油圧式、エンジン式、電動式等
	イ. その他	○	○	
2.さく孔を主とするもの		○	×	ジャックハンマ（シンカ、ハンドハンマ）、レッグドリル（レッグハンマ）、ストーパ、ドリフタ、クローラドリル、ドリルジャンボ、ダウンザホールドリル等
3.その他		×	×	コンクリートカッター、コンクリート破壊機（ニブラ・TSクラッシャー）
<b>空気圧縮機を使用する作業</b>				
1.電動式		×	×	エンジン駆動形のみ対象
2.その他	ア. 15kw 未満	×	×	〔 さく岩の動力として使用する 〕 作業を除く
	イ. 15kw 以上	○	×	

特定建設作業の種類	騒音規制法	振動規制法	備 考
<b>コンクリートプラントを設けて行う作業</b>			
1.モルタル製造用	×	×	〔 ○ 工場以外のものであって、現場又はその付近に当該建設工事に関連して一時的に設置されるもの 〕
2.その他	ア. 混練容量 0.45m <sup>3</sup> 未満	×	
	イ. 混練容量 0.45m <sup>3</sup> 以上	○	
<b>アスファルトプラントを設けて行う作業</b>			
1.混練重量 200kg 未満	×	×	〔 ○ 工場以外のものであって、現場又はその付近に当該建設工事に関連して一時的に設置されるもの 〕
2.混練重量 200kg 以上	○	×	
<b>鋼球を使用して建築物・その他の工作物を破壊する作業</b>	×	○	
<b>舗装版破碎機を使用する作業</b>	×	○	〔 移動作業にあつては、1日における2地点間の最大距離が50m以上の作業を除く 〕 ドロップハンマ車
<b>バックホウを使用する作業</b>			
1. 80kw 未満	×	×	一定限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除く
2. 80kw 以上	○	×	
<b>トラクターショベルを使用する作業</b>			
1. 70kw 未満	×	×	一定限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除く
2. 70kw 以上	○	×	
<b>ブルドーザーを使用する作業</b>			
1. 40kw 未満	×	×	一定限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除く
2. 40kw 以上	○	×	

# 参 考 文 献

- 社団法人日本騒音制御工学会：騒音規制の手引、振動規制の手引
- 社団法人日本建設協会：建設工事に伴う騒音振動ハンドブック
- 社団法人産業環境管理協会：公害防止の技術と法規 騒音編・振動編

# 静かな建設作業を目指しましょう！

建設工事の設計にあたっては、工事現場周辺の立地条件を調査し、全体的に騒音・振動を低減するよう次の事項について検討をしてください。

1. 低騒音・低振動の施工法の選択
2. 低騒音型建設機械の選択
3. 作業時間帯、作業工程の設定
4. 騒音・振動減となる建設機械の配置
5. 遮音施設等の配置

建設工事の実施にあたっては、必要に応じ工事の目的・内容等について、事前に地域住民に対し説明を行って、工事の実施に協力を得られるように努めましょう。



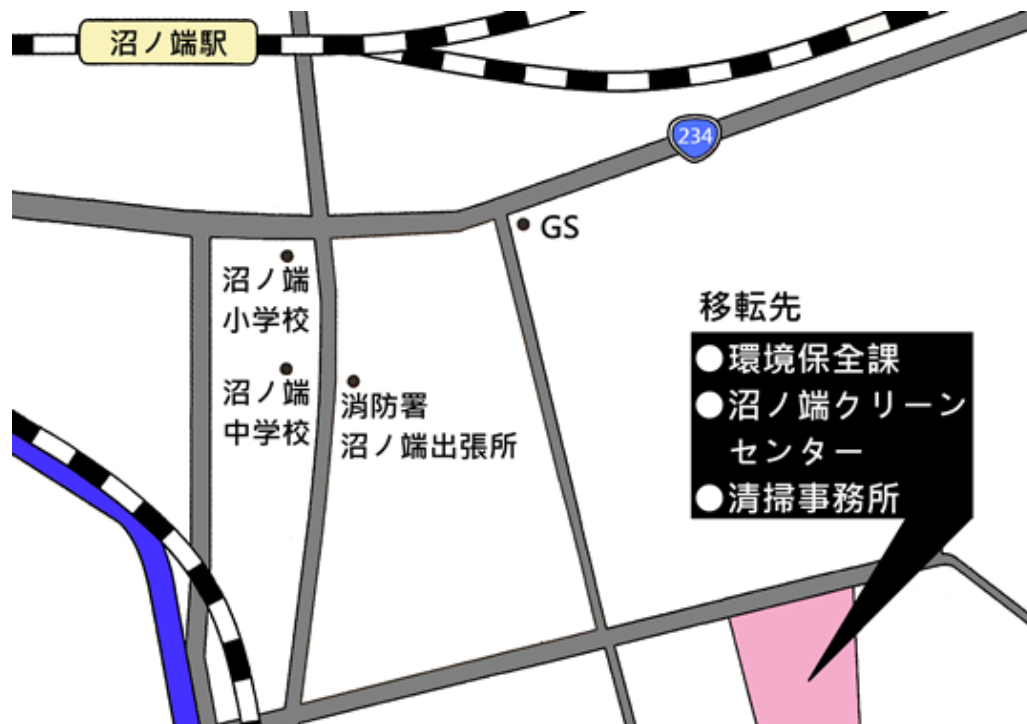
低騒音型建設機械指定ラベル



超低騒音型建設機械指定ラベル



低振動型建設機械指定ラベル



## お問合せ・届出先

〒059-1364

苫小牧市字沼の端2番地25

苫小牧市 環境衛生部 環境保全課 騒音担当

TEL 0144-57-8806

FAX 0144-57-8809

HP : <http://www.city.tomakomai.hokkaido.jp/kankyo-hozen/index.htm>

e-mail : [kankyo-hozen@city.tomakomai.hokkaido.jp](mailto:kankyo-hozen@city.tomakomai.hokkaido.jp)